

# 幼稚園の夏季休暇



多田鉄雄

幼稚園の夏季休暇がどのようにいとままれてゐるかは、公立と私立とによつても相当のちがいがあるだらうし、各園でもそれぞれ随分いろいろであらう。しかし幼稚園の夏季休暇とは「大体こういうものである」と別段に疑問を持たなかつた態度を反省して、一体どうあるべきかと思いをめぐらせてみると、あながち現在のまままでいいという結論が直ちに出でてくるわけではないと考えられるのである。

## 一、ある実例

五〇〇が夏期保育を全くしなかつたのか、していても回答を寄せなかつたのかは明きらかでない。ここで夏期保育とは、本来は夏季休暇とされている期間中におこなわれるなんらかの保育ないし行事を指している。一五八園が夏期保育を実施しているがその実施園数・日数などを表示すれば第一表の通りである。

更に実施した理由を問うたのに対して回答された要点およびその数（ただし延数）は次の通りである。

生活習慣のみだれを防ぐため

二学期への導入をよくするため

夏期でないとできぬ経験をさせるため

家庭にいる（旅行・転地などせぬ）幼児のため

健康教育（健康管理）のため

夏休みに飽きさせぬため

生活・身心の状況を知るため

家庭との連絡をはかるため

ブール使用のため

家庭の要望により

特殊目的のため

この特殊目的の中には「平素みられない特性を知るため」「交替に出席させ平素以上の徹底した個別指導をおこなうため」などが含まれている。

次に実施の方法と言うか、内容と言うか、それを列挙すると、

- 1、早起会
- 2、戸外生活（夕方園庭にて共同炊さんをする）
- 3、ブールあそび
- 4、宗教的日曜学校
- 5、海水浴にバスで通う
- 6、ひるね
- 7、臨海宿泊
- 8、夏休み帖の指導
- 9、同窓会開催
- 10、園舎での宿泊訓練
- 11、納涼会（花火大会・スライド・映画会）
- 12、母の会
- 13、シャボン玉遊び、水鉄砲あそび、水あそび
- 14、朝顔の長期観察
- 15、盆踊り
- 16、温泉地宿泊
- 17、

なお念のため、実施しない園にその理由をたずねたのに対

9 10 10 11 12 13 14

第一表

日実数施	実施園数				計
	A	B	C	D	
0					39
(小計)					39
2	2		7		9
3	4(1)		9		13
4	6		5		11
5	17		4		21
6	32(7)	4	6		42
7	15(4)	1	1		17
8	4	4	3	1	12
9	1(1)	1		1	3
10	9(6)	3	2		14
11	1(1)		1		2
12	2(1)	2		1	5
13	1		1		2
14	2(1)	1			3
15	1				1
23	1	1			2
52	1(1)				1
(小計)	99(23)	17	39	3	158
計					197

註1 A 連続して一回におこなったもの  
B 連続したものを二回におこなったもの

C 特定日（登園日）を設けておこなったもの  
D 連続日と特定日とでおこなったもの

（括弧内の数字は八月末に実施している園数）

註2 実施日数五二日とあるのは休暇全期間を開園しており、一部の幼児を交替して保育するものである。

する回答としては、

園舎改築・園の都合により

出席幼児が少ないとめ

父兄が希望しない

教師の休養・研修のため  
幼児の体力を考慮して  
意義を認めない

などであつた。

1 2 2 9 11 11

## 二、幼稚園の夏期休暇

暇とはいかかるものか、つぎに幼稚園の夏期休暇の意味は何かという問題につながっていくはずのものである。

ここでは右の結果に関して詳細に吟味していく余裕はもたないが、実施の方法、内容その他について適・不適の問題が数多く伏在しており、このこと自体を深く批判研究することはもとより十分に価値のあることであるが、少なくとも、いわゆる夏期保育を実施すべき積極的理由もたしかに存在するということだけは、一応承認しないわけにはいかないであろう。ともかくも以上の夏期保育はこれを(1)保育日数の延長として(特に八月末に実施の場合)、(2)特別の夏季に適応した行事の施行として、(3)登園指導日設定として、(4)休暇中の生活指導としての四つの類型に分けることが出来ると思うが、もしこの四つのそれぞれが問題としてとりあげられるべき性質のものであるとすれば、そのことは本来、夏期休

もともと休暇とは教育的見地からこれを次第により積極的に取扱うようになってきていくものであるが、まず一般に休暇の意義について言わることは、(1)学校衛生(児童・生徒の健康保全のため)、(2)教育能率(一面において休養期間を設定し疲労の回復をはかり、一面において学校の学習以外の体験・生活の機会をつくり、他面において不十分学習の復習・充実化の日時をつくるなど)と、(3)社会の行事上の必要(入学・卒業・就職・正月・農繁期など)と、(4)学校の事務整理・教員の研修との四つであるとされている。

それゆえに夏季休暇に対しても教育上、登校指導日の設定、休暇中の宿題の提供、休暇の教育的活用の指導などが当然に考慮されねばならぬ事柄とされている。以上のことは、その内容・程度を幼稚園的に読み代えれば一応はすべてが幼稚園にも妥当するとは言える。しかしながら小学校以上の学校の教育の目標と、幼稚園の保育の目標との相違からみると、こ

のみならず、さらにその取扱い方についても、ある場合には幼稚園には幼稚園としての特別の配慮が必要なのではあるまいか。

しばらく、小学校を主に夏期休暇の沿革を眺めて見よう。明治五年の学制当時は小・中学とも毎級が六ヶ月で日曜と月末三十一日だけが休業とされていたが、翌六年からは毎週日曜と一、六の日が休業というように改正されただけで、ここでは未だ休暇という制度は設けられていて、各学校ごとに休暇にある休業期間を定めていたと言える（明治以降教育制度発達史参照）。例えは毎級の定期試験後その他に一定の休日が存在したことは、東京女子師範学校の創立当時の規則に「学年ハ九月一日ニ始マリ翌年七月十五日終ル、前年期ハ九月一日ヨリ翌年二月十四日ニ至リ、後半期ハ二月十五日ヨリ七月十五日ニ至ル。年中休日ハ紀元節天長節日曜日及ビ夏期七月十六日ヨリ八月三十一日マデ冬期十二月二十五日ヨリ翌一年三日マデトス、但シ臨時ノ休業ハ其時々掲示スベシ」とあるのが示している。それが明治十三年の改正教育令で小学校の年間授業日数が三十二週以上と定められたのに応じて、明治十四年に至って初めて夏季冬季休業日が規定され、いわば制度化されたのである。明治十九年の改正では休業は一か年内におよそ八週間とされたが、明治二十三年以降は毎年九十

日を超えないこととなり、昭和十六年国民学校令に改められた際に農繁期休暇を含めて年間百三十日以下と改正されるまでは、このままであった。この休業日をどのように割当てるかは、公立学校ではもとより知事の権限であったから、府県によって冬季が長く夏季が短いものもあったのは当然である。それ故現在でもしかりであるが、休暇の長さはある一定の枠内では小学校以上といえども相当の長短が出来てもよいはずになっている。

幼稚園はどうであろうか。明治九年の東京女子師範付属幼稚園規則では本校の「一月三日マデ」が「一月七日マデ」となっている他は本校と全く同じである（文部省第五年報）。これは付属幼稚園の性質上本校と歩調を合わせたものであることは、本校が明治十四年に改正規則で「暑中休業ハ七月十一日ヨリ九月十日マデ超年休業ハ十二月二十五日ヨリ一月七日マデ、其他年中定例休業ハ大祭祝日日曜日及試業ノ後一週間トス」となったのに対し同年の幼稚園改正規則が「学年の終始及休業定日ハ本校ニ同ジ」としている点から明きらかである。「日本幼稚園保育史」が同園の当時の資料にもとづいて年末、夏季のほかに「冬季休業 二月十六日ヨリ同月二十日マデ」を紹介して「めづらしい」としているのは、本校のいわば試験後の休業期であり、それが幼稚園ではただこの時期

の休業期とされていたからであろう。当時この付属幼稚園を範として設立された若干の幼稚園が休暇についても、これにならつたであろうことは容易に想像される。この点で「幼稚園の創生期において休日が比較的多いということが殆んどすべての幼稚園についてみられた」(古木弘造氏、*幼児保育史*)と言われていて、これは正しい。しかしこのように学校にならつて休業日を取扱う立場とは異なつた立場も存在したことを見逃してはならない。第一に明治十五年の文部省の示論は、労働者の幼児を保育する任務が幼稚園に課せられていることを力説している。この場合幼稚園が長い休業期をもつべきでないことは論をまたぬところであろう。また明治二十四年刊行のフレーベルの「幼稚園実用問答」は当時保育界で広く読まれた書であるが、そこでは「毎年七月中及ビ各大祭日前後ニ短期ノ休暇ヲ置ク」という彼地の幼稚園規則を例示しており、実際に明治二十二年に創立された東京の一私立幼稚園の明治二十六年頃の園日記を見ると、七月十二日のお盆ごろから八月五日ほどを休暇として、それ以降は平常のように保育していたことがわかる。もつともその反面、明治二十六年刊行の「幼稚園摘要」は、その中で「保育ノ日数ハ、土地ノ情況ニヨリテ定ム可キモノナレドモ、嚴寒酷暑ノ候ニハ、一般ニ休園セザル可カラズ。殊ニ幼児ノ多数山海ニ旅行シテ

暑ヲ避ケ、或ハ温暖ノ地ニ転ジテ寒ヲ送ルガ如キハ、智ヲ開キ体ヲ養フニ鴻益アルヲ以テ、数多ノ日子休業スルヲ優レリトス」と言つてゐるが、この著者は当時の女高師付属幼稚園主事の中村五六氏であり、むしろこの文は当時の付属幼稚園児の状況を物語るものとして受取るべきであろう。また大正十五年に幼稚園令が出来るまで、明治三十二年の幼稚園保育設備規程一つを例外として——これも間もなく小学校令の中に組入れられてしまつたが——、幼稚園に関する規定はつねに小学校令の中に含ませていたにもかかわらず、国としては必ずしも、幼稚園の運営をすべて学校と同一視してのみいたのではなかつたことを示す事柄がいくつも存在する。前述の文部省示論もその一つである。また明治以来現在まで小学校以上については毎日の授業時数のほかに、年間の休業日が規定されてきたにもかかわらず、未だ幼稚園に関しては、一日の保育時数は規定されなかつたにしても、年間休業日はこれを規定されたことが全くなかつたのである。例えば前述の規程においても、ただ保育時数は一日五時以内とだけしかうたつていないのである。特に明治四十四年には、それ以前に規定されていた一日の保育時数、その他こまかい保育項目まで廃されたのであるが、これはちがつた見方をすれば、幼稚園の特殊性があらためて認識されたものと言えよう。更に大正

十五年の幼稚園令が満三歳未満の幼児の保育をも認めていることは、幼稚園の保育的使命をも認めたからであつて、そのことは幼稚園令、それに付随する訓令からも明きらかに看取されるところであり、当時の文部省督学官森岡氏もこの点を強調している（幼稚園令の精神参照）。かかる場合に長い夏季休暇ということはナンセンスである。

ともかくも長い間、学校と同様に比較的長い休暇を持つてきた幼稚園と、そうでないものが並存してきた事実は、昭和四年刊行の「幼稚園実際的保育学（木下一雄氏著）」の「夏季休業日以下は土地の情況、幼稚園の性質によつて一定して居ないのである。託児所を本旨とする幼稚園にあつては勿論休業日なきを本体とすべく、また幼稚園が小学と異なり、家庭生活の延長であり、或は家庭に代つて教育を行ふ場所として考へるならば、酷暑嚴寒の候と雖も、環境及び養護上の注意を周到にして、休業日を無くするも亦可である。現に幼稚園の夏季休業の如きは八月一日に始まり、八月二十日に終るものも多いのである」の記述もこれを証している。

現在の幼稚園は学校教育法の中で学校の一つとされていて、形式的には從来に比して最も学校的に取扱われてゐる。しかしながら世界各国の就学前教育の現状を見ても、これを教育施設としているものと、社会的施設としてないのは社会的

施設の意味をも兼ね持たせているものと、ほぼ半々である。例えばイギリスのように保育学校ナーサリー・スクールを学校と同様に取扱つているところでは夏季休暇も学校に準じてゐるが、ドイツのように社会的施設としても考へてゐるところでは、「幼稚園は出来る限り休暇中でも開かれてあるべきである」とさえしている（文部省・幼児保育に関する諸問題、平凡社・教育学事典参考）。

もしこのようない世界の事情を單に制度の未完成としてのみ見るのでなく、むしろ幼児教育の特殊性がかかる現状をつくつてもいるのだとする見方が許されるならば、夏季休暇に関しても、幼稚園は小学校以上の学校へ「右へならえ」だけしていいものではないというようにも考へられる。もとより休暇の廃止ないし短縮が唯一の方法でないことは勿論であるが、小学校以上の臨海・林間学校・登校指導日その他に照應する幼稚園の特別教育活動はいかにあるべきかの問題は、幼稚園の「保育の目標」（学校教育法）の特殊性にかんがみ大いに考究すべきものではなかろうか。公立幼稚園団体、私立幼稚園団体が夏休み帳の編集を手がけてゐるのも、かかる配慮の一つの表われであろうが、この程度でとどまつてよいものとは考えられないようと思われるるのである。

\*

\*